

# ゆうゆうマネー・キャッシュレス消費者還元事業

## 1.キャッシュレス消費者還元事業とは？

10月1日から「キャッシュレス・消費者還元事業(ポイント還元事業)」事業がスタートします。

事業対象のお店で「キャッシュレス」で支払うと、最大5%ポイント還元が行なわれます。

6カ月の期間限定ですが、「現金よりお得」にキャッシュレスで買い物ができるようになります。



## 2.還元されるポイントについて

- ◆「ゆうゆうマネー」(ゆうゆうカードの電子マネー)でのお支払いのお客様に税別お買い上げ額の最大5%をゆうゆうポイントにて還元いたします。(5%と2%の還元区分がございます)
- ◆ポイントの有効期限は最終発行年度の年度末から5年後の年度末まで有効です。有効期限は年度管理(2月1~翌年1月31日)となります。
- ◆「ゆうゆうポイント」は他のポイントとは交換できません。  
※還元されるポイントは100円(税込)につき5ポイント(5%還元のお店でお買い物の場合)となっており、580円(税込)のお買い物をされた場合は25ポイントとなります。

## 3.対象となる決済サービスについて

ブランド名:「ゆうゆうマネー」

- ◆「ゆうゆうマネー」は「ゆうゆうカード」にほんべつポイントカード協同組合が発行する電子マネーです。現金を「ゆうゆうカード」にチャージすることでカードに発行されます。
- ◆入会費用・年会費は無料です。(ただしカードの再発行は手数料200円頂きます)
- ◆退会などにより今後の決済利用が見込めなくなった際、ポイントは失効するものとします。
- ◆対応している券面は下記の画像です



## 4.消費者還元の方法

- ◆消費者還元は、電子マネーでお支払い時に即時、「ゆうゆうポイント」として還元いたします。
- ◆消費者還元分ポイントは、お支払い時にご利用された「ゆうゆうカード」に付与されます。
- ◆詳細はお支払い時にお渡しするレシートに印字されますのでご確認ください。
- ◆消費者還元の決済額の上限は 1 取引 200,000 円までとなります。

## 5.還元に係るその他の制約

- ◆会員が次のいずれかに該当する場合、当組合の判断により会員資格を取り消すことが出来るものとします。この場合、当組合は事前の通知催告を要せず、会員による「ゆうゆうマネー」の利用を直ちに中止させ、「ゆうゆうマネー」の残高をゼロにすることが出来ます。
  - ・「ゆうゆうカード」又は「ゆうゆうマネー」を偽造又は変造もしくは改ざんした場合
  - ・「ゆうゆうカード」又は「ゆうゆうマネー」を不正に使用、利用した場合
  - ・その他会員が本約款に違反した場合

## 6.お問い合わせ窓口

本別町商工会

TEL : 0156-22-2529 (年末年始・土日祝は除く 8:45~17:30)

Eメール : honbetsu@rose.ocn.ne.jp

URL : <http://www.honbetsu.or.jp/>